

令和8年度 不祥事根絶に向けた校内ルールについて

1 教職員のコンプライアンス意識向上に関すること

- ・風通しのよい職場づくりを心がけ、互いにあいさつや声をかけ合い「ありがとう」と感謝の気持ちを伝え合う。
- ・教職員に対し、県教育委員会発行の「One IBARAKI」を活用した研修等を実施する。
- ・校内のコンプライアンス推進計画にそって、研修を実施するとともに、「自分事」として振り返るコンプライアンスセルフチェックを実施する。

2 児童生徒の個別指導（個別に面談等をする場合）に関すること

- ・基本は複数人対応とする。
- ・個別に対応する場合（個別に事情を聞く等）は事前に対象児童生徒・内容・場所・時間等を学年主任に知らせ、学年主任から部主事、管理職まで報告する。入り口の扉は開けておくなど、密室状態にしない。
- ・まずは傾聴し、ハラスメントにつながらないよう言動に注意する。
- ・電話、メール、SNS等による私的なやりとりはしない。

3 個人情報の取り扱いに関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。
- ・持ち出し可能の情報、タブレット端末等については、必要書類を作成し、管理職の許可を得て持ち出し、申請期間内に返却報告する。
- ・個人の携帯電話で、児童生徒の写真等の撮影をしない。
- ・USB等記憶装置は原則使用しない。
- ・複数人にメールを送付するときには、BCCを使って行う。誤送信防止に努め、送信前に複数名で確認する。

4 交通に関すること

●飲酒に関すること(1)：学校から直接宴席に参加する場合（学校全体、各部、学年等）

- ・飲酒する際は、車を使用しない。運転代行は使用しない。
- ・管理職、部主事、幹事は、宴席までの交通手段を把握する。
- ・飲酒する場合は、目印(シール等)を目立つところに装着し、確認できるようにする。

●飲酒に関すること(2)：個人的な宴席参加や晩酌等の場合

- ・時間外、休みの日でも、教育公務員であることを自覚し、「つい」「うっかり」をしない。させない。
- ・翌日運転する場合は、夜遅くまで飲酒しない。させない。深酒をした場合は、運転をしない。させない。

● 交通法規に関すること

- ・常に余裕をもって運転できるよう、生活を整える。
- ・交通法規を厳守し、交通事故を起こさない。もし、事故を起こしてしまった場合は、深呼吸をして、適切な処置をする。後のことを想像し、教育公務員として誠意ある行動を心がけ、安全が確保できたら速やかに管理職に報告する。
- ・児童生徒を自家用車には同乗させない。緊急で対応できるのは、管理職のみである。

5 事故防止・盗撮等防止に関すること

- ・校内の物品等の整理をし、不用品を放置せず、死角を作らないようにする。
- ・毎月の安全点検を徹底し、修繕が必要な場所を把握し、事故防止につなげる。
- ・管理職は校外、校内の巡視を行う。
- ・教室のドアに掲示物は貼らず、常に外から見えるようにし、カーテンは開けておく。
- ・教育活動中における個人の携帯電話使用は非常時（救急搬送等時、津波等避難時）のみとする。

6 相談、連絡に関すること

- ・管理職は、教職員が相談しやすいよう、日頃から言葉かけを行う。
- ・教職員は、報告・連絡・相談を徹底し、学校としての対応を心がける。
- ・児童生徒が自ら相談しやすい環境を設定する。（オンライン相談 QR コードポスター提示）